

平成 26 年 5 月 14 日

各 位

会社名 三井住友トラスト・ホールディングス株式会社
代表者名 取締役社長 北村 邦太郎
(コード番号: 8309 東名)

株式報酬型ストック・オプション制度の導入について

当社は、平成 26 年 5 月 14 日開催の取締役会において、平成 26 年 6 月 27 日に開催を予定している定時株主総会に、現行のストック・オプション制度に代えて、株式報酬型ストック・オプション制度を導入することについて付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式報酬型ストック・オプション制度の導入及び付議内容について

当社及び三井住友信託銀行株式会社は、公的資金完済後、株主価値の向上に資するインセンティブ報酬としての観点に立ち、役員報酬体系を再確認する中で、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、当社の株価上昇や連結業績向上への役員の貢献意欲をより一層高めることを目的に、税制適格ストック・オプションを付与する現行制度に代えて、株式報酬型ストック・オプションを付与する新制度を導入することといたします。

当該制度のもとで、当社は、その取締役（社外取締役を除く）に対する報酬等として、年額 40 百万円の限度において、別紙の内容の株式報酬型ストック・オプションを付与いたします。また、これに伴い、平成 23 年 6 月 29 日開催の第 1 回定時株主総会においてご承認頂いておりました現行のストック・オプション制度は廃止し、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の定時株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び内容の改定についての議案を付議いたします。

2. 新株予約権の内容

当社の取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる株式報酬型ストック・オプションとしての新株予約権の内容は別紙のとおりです。

以 上

当社の取締役(社外取締役を除く)に対するストック・オプションとしての新株予約権の具体的な内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権 1 個当たり当社普通株式 1,000 株とする。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的たる株式の数について行われ、調整により生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転（以下総称して「合併等」という。）を行う場合、株式の無償割当てを行う場合、その他株式数の調整を必要とする場合には、合併等、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、合理的な範囲内で株式数を調整することができる。

(2) 新株予約権の総数

当社定時株主総会の日から 1 年間に発行する新株予約権の個数は、300 個を上限とする。

(3) 新株予約権の払込金額

新株予約権 1 個あたりの払込金額は、企業会計基準委員会が公表する「ストック・オプション等に関する会計基準」に記載される株式オプション価格算定モデルを用いて算出される新株予約権の公正価額を基準として、取締役会が定める額とする。なお、新株予約権の割当てを受けた取締役は、当該払込金額の払込みに代えて、当社に対する報酬請求債権と相殺するものとする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使に際して払込みをすべき 1 株当たりの金額を 1 円とし、これに各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権を割り当てる日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

(6) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社及び三井住友信託銀行株式会社の取締役または執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使できる。
- ② その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会の決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約書に定めるところによる。

(7) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(ご参考)

上記の当社取締役（社外取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプション制度の導入に合わせ、上記と同内容のストック・オプションとしての新株予約権を、当社の執行役員並びに当社の主要子会社である三井住友信託銀行株式会社の取締役（社外取締役を除く）及び執行役員に対して発行する予定です。各事業年度の定時株主総会の日から 1 年以内に割り当てる新株予約権の個数は、上記「(2) 新株予約権の総数」で記載する 300 個を含めて 1,200 個を上限とします。

以 上